

交通事故で困ったとき、ご相談ください

交通事故相談所

「車社会」の中で生活している私
たちにとって交通事故は、予期せぬ
時に発生します。もし、交通事故に
巻き込まれたらどうすればいいかこ
存ですか。

損害賠償などさまざまな事につい
て双方の主張がくいちがっていたり、

無理難題を言われ
たりすると、経済
的にも精神的にも

大きな負担となります。そこで滋賀
県ではそのようなことでお困りの方
に「交通事故相談」を実施していま
す。お気軽にご相談ください。



相談窓口

◆滋賀県立交通事故相談所

大津本所（県庁別館1階）

大津市京町四丁目1番1号

☎077-528-3425

- ・窓口相談：月曜日から金曜日まで
- ・電話相談：月曜日から金曜日まで

◆滋賀県立交通事故相談所

彦根分室（湖東地域振興局2階）

彦根市元町4番1号

☎0749-27-2230

- ・窓口相談：火曜日・木曜日
- ・電話相談：月曜日から金曜日まで

相談時間

午前9時から午後4時まで

（土・日・祝日を除く）

※東近江地域振興局でも
相談員が出向き、相談を
実施しています。
事前に、大津本所また
は彦根分室の各交通事故
相談所に電話で予約して
ください。文書（郵便）
や電話による相談も受け
付けています。



感雑向綿

日野町長 藤澤直広

今年、日
本国憲法施行
60周年の年で
す。テレビや
新聞で特集が
組まれ報道さ
れています。
日野町でも5
月5日「L

Love 憲法 平和なくらし60年 町

民集会」が開催され、参加させて
いただきました。講師の先生のお
話にもありましたが、一人ひとりの
国民が幸福になるために政府を
つくり、憲法は、その政府の権限
（権力行使の限界）を示し政府
（権力）の行動を一定範囲に限定
し抑制するためにあります。つま
り、憲法は国民のためにあり、憲
法の主語は国民です。こうした原
則は近代民主主義政治の根本になっ
ています。

明治憲法から日本国憲法へ、天
皇主権から国民主権へ、「政府の
行為によって戦争の惨禍が起こさ
れた」辛苦の経験からこの平和憲
法が生まれました。1894年の
日清戦争以降1945年まで50年
間にわたり他国で戦争を繰り返し
てきた日本は軍国主義国家から自
由と平和を愛する文化国家へ生ま
れ変わり、戦争をしない国として

歩んできました。河野洋平衆議院
議長は、「日本国憲法施行60周年
記念式」で「この憲法の下で、我
が国の部隊が海外で一人たりとも
他国の国民の命を奪うことはなかつ
た。この平和の歩みは誇って良い
実績だ」と述べられています。人
が幸せに生きていく上で「自由と
平和」こそ、かけがえのないもの
だと思っています。

ところが、あるテレビ番組の中
で、憲法に関するインタビューを
受けて、戦争に対する「期待感」
を語る若者のフリーターがいまし
た。働いても働いても貧困から脱
することができない、どうしよ
もないこの国の格差社会を打破す
るには戦争しかないという「期待
感」の表れのようなです。頑張っ
ても頑張っても報われないこの国の
現状に対する苛立ちが、戦争を肯
定するまでに若者を追い詰めてい
ることを思い知らされました。

憲法には幸福追求権や生存権が
規定されており、そのために努力
することが国の責務とされています。
一人ひとりが幸福に生きるこ
とができる社会の実現へ、国や自
治体が憲法のすべての諸条項の実
践に努力することこそ必要だと思
います。